

介護老人保健施設エスプランサ 介護予防通所リハビリテーションサービス料金表

利用料金 = 保険部分(①予防通所リハビリテーション費 + ②各種加算) + ③その他実費

※ 予防通所リハビリテーション費・各種加算は、「単位数×10.83円」で換算されます。そのうち1割～3割が自己負担金額です。

※ 令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ。(新型コロナウイルス感染症に対応するための加算)

①介護予防通所リハビリテーション費

要介護区分	単位数	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援1	2,053単位	2,224円	4,447円	6,670円
要支援2	3,999単位	4,331円	8,662円	12,993円

②各種加算

加算項目	単位	単位数	1割	2割	3割	内容
運動機能向上加算	月	225単位	244円	488円	731円	理学療法士等を中心に見守り職員、介護職員等が共同して利用者の運動器の機能向上サービスを行います。
栄養改善加算	月	200単位	217円	434円	650円	低栄養状態やそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、栄養改善サービスを行います。
栄養アセスメント加算★	月	50単位	55円	109円	163円	管理栄養士を1名以上配置。多職種が共同し栄養アセスメントを実施し、その結果を情報提供し、相談に応じます。
口腔機能向上加算 (I)	月	150単位	163円	325円	488円	言語聴覚士または歯科衛生士が口腔清掃や嚥下機能(えんげ:物を飲み下すこと)に関する訓練の指導・実施を行います。
口腔機能向上加算 (II)★	月	160単位	174円	347円	520円	言語聴覚士または歯科衛生士が口腔清掃や嚥下機能(えんげ:物を飲み下すこと)に関する訓練の指導・実施を行います。
選択的サービス複数実施加算 (I)	月	480単位	520円	1,040円	1,560円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、いずれかのサービスを1月につき2回以上行った場合。
選択的サービス複数実施加算 (II)	月	700単位	759円	1,517円	2,275円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、いずれかのサービスを1月につき2回以上行った場合。
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	回	20単位	22円	44円	65円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供します。
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	回	5単位	6円	11円	17円	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の状態と栄養状態のいずれかについて確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供します。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	月	562単位	609円	1,218円	1,826円	利用開始月から6月まで、利用者の在宅復帰へ向けた生活リハビリを行います。
科学的介護推進体制加算★	月	40単位	44円	87円	130円	利用者ごとの心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。
サービス提供体制強化加算 II (要支援1)	月	72単位	78円	156円	234円	介護福祉士の占める割合が50%以上
サービス提供体制強化加算 II (要支援2)	月	144単位	156円	312円	468円	介護福祉士の占める割合が50%以上
介護職員処遇改善加算 I	月					所定の単位数に対し47/1000単位を加算
介護職員等特定処遇改善加算 I	月					所定の単位数に対し20/1000単位を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	月					所定の単位数に対し10/1000単位を加算
利用開始から12月を超えた利用の減算 (要支援1)	月	-20単位	-21円	-43円	-65円	利用開始日の属する月から12月超
利用開始から12月を超えた利用の減算 (要支援2)	月	-40単位	-43円	-86円	-130円	利用開始日の属する月から12月超

★計画書等の内容等の情報を、厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

③その他実費

昼食代 (おやつ代含む)	660円
日用品費 (タオルリース)	100円
教養娯楽費 (クラブ活動費・レクリエーション費)	実費 (材料費)
紙オムツ (1枚)	210円
リハビリパンツ (1枚)	170円
パット (1枚)	40円
モノクロコピー (1枚) / カラーコピー (1枚)	10円/30円

・月途中からの利用開始及び月途中での利用中止においても月額料金になります。

・①に関して、月途中での介護区分の変更により、日割り計算されることがあります。

・おむつの利用料は、介護保険自己負担額に含まれます。

利用料金の支払い方法

※ 利用料金は原則として、預金口座から自動振替にて集金させていただきます。月末締めで請求書を作成し、毎月半ばまでに郵送します。引落日は毎月27日 (休日の場合は翌営業日) です。